

(市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、恵山支所市民福祉課 入室)

午前10時02分

○委員長(小山 直子) おはようございます。開会前ですが、福島委員が所用のため少し遅れますのでお知らせいたします。

1 付託事件審査

午前10時02分開議

○委員長(小山 直子) それでは、ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の議題の確認ですが、お手元に配付のとおり進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

それでは、1の付託事件審査でございますが、提出者の説明については省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、まず議案第1号平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分以下、議案7件を一括議題といたします。御質疑ございませんか。はい、本間委員。

○本間 勝美委員 議案第1号の補正予算にかかわる部分の中で私立幼稚園就園奨励費補助金、対象人員190人増と書かれているんですけども、この内容についてちょっと説明を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○子ども未来部子ども企画課長(佐藤 尚之) 私立幼稚園就園奨励費の補正についてのお尋ねでございますが、幼稚園就園奨励費補助事業につきましては、保護者の経済的な負担の軽減や公立と私立における保護者負担の格差是正を目的としたものであり、国の補助制度に基づいて実施している事業であります。この事業につきましては、毎年6月に各幼稚園を通じまして保護者に申請書を配布し、当該制度に該当すると思われる保護者の方から申請書が幼稚園に提出され、それを幼稚園がとりまとめて市に提出、その後市の審査を経まして、今年度の補助対象者数が決定するという手続きになっております。この結果、当初予算に比較しまして、人数で190人分ふえまして2,556人が見込まれるという形になっておりまして、金額で1,225万8,000円の不足額が見込まれるということから、今回補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○本間 勝美委員 答弁ありがとうございます。今の説明でわかりましたので、よろしいです。

○委員長(小山 直子) 他に御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) はい。それでは、質疑を終結いたします。

ここで理事者は御退室願います。

(市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、恵山支所市民福祉課 退室)

(病院局 入室)

○委員長(小山 直子) 次に、議案第10号平成24年度函館市病院事業会計補正予算を議題といたします。
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) それでは、質疑を終結いたします。
ここで理事者は御退室願います。

(病院局 退室)

○委員長(小山 直子) 次に、陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情を議題といたします。

本件にかかわりましては、皆さん御承知のことと思いますが、過日国会において「子ども・子育て関連三法」が可決・成立し、児童福祉法の学童保育に係る規定部分も改正されております。学童保育所に係る基準の変更内容について、私から概要を説明いたします。事務局に資料を配付させますので少しお待ちください。

(事務局資料配付)

○委員長(小山 直子) それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。

上段が改正前でございます。学童保育所指導員の資格や配置人数などにつきましては、これまで国において義務的な基準はありませんでした。当市におきましても、保育料や指導員の待遇などについて具体的な基準は定めていなかったことなどから、各学童保育所でさまざまな対応がなされてきました。そうした状況を受けて、理事者においては、保育料の減免や指導員の待遇を検討していく上で基準となる学童保育所に係る標準モデルの検討作業を進めてきたというところです。続いて、下段の改正後でございます。ただいま御説明したとおり、これまでは指導員の配置人数等について義務的基準はなかったところですが、このたびの改正によりまして市町村は、学童保育の設備及び運営に関する基準を条例で定めなければならないことになりました。具体的には、各自治体において、学童保育に従事する者及び配置人数については、厚生労働省令で定める基準に従い——これは従うべき基準となります——その基準に従い定めることとされ、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めることとされました。

以上が、改正の概要でございますが、これらのことを踏まえますと、学童保育に対する理事者の対応もこれまでと大きく変わってくる部分もあるかと思えます。したがって、このたびの改正に伴う対応について、理事者に出席を求め、説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) それでは、理事者の出席を求めます。

(こども未来部 入室)

○委員長(小山 直子) それでは、児童福祉法の学童保育所にかかわる規定部分の改正に伴う市の対応

について、説明願います。

○**子ども未来部長（岡崎 圭子）** 学童保育に関わりまして、今年8月の子ども・子育て関連三法の成立に伴う私どもの対応につきまして、御説明をさせていただきます。

これまで当委員会でもお話をさせていただいておりましたが、当市における学童保育は、保育料を初め、実施内容が運営主体によって独自に設定されており、公平なサービス提供となっていない状況にございます。こうした状況の改善や保育料の減免といった利用者負担軽減策のあり方を見出すことなどを目的に現在当市としての実施内容の指標を洗い出し、標準モデルとして示すべく検討を行っているところでありますが、今般の児童福祉法改正により、今後、国から示されます考え方や基準を踏まえ、学童保育の設備・運営の基準について平成26年度中に条例化する必要が生じたところとございます。具体的に申し上げますと、この条例には厚生労働省から示されます基準を踏まえて学童保育指導員の資格や配置人数その他の基準を盛り込むこととなりますが、盛り込む必要が生ずる事項や基準の具体的な内容につきましては、今後内閣府に設置をされます子ども・子育て会議における議論等を経て、平成25年度中に省令として示される予定となっておりますので、その内容を確認した上で標準モデルの検討とともに条例制定に向けた取り組みも進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**委員長（小山 直子）** それでは、ただいまの説明に対し、各委員から何か御発言ございませんか。
（「なし」の声あり）

○**委員長（小山 直子）** それでは、理事者は退室願います。
（子ども未来部 退室）

○**委員長（小山 直子）** それでは、本件について各委員から何か御発言ございますか。
（「なし」の声あり）

○**委員長（小山 直子）** それでは、発言を終結いたします。

○**委員長（小山 直子）** 次に、陳情第20号医療機関に搬送された患者の身寄り調査と引き取り手のない御遺体の対応を求める陳情を議題といたします。

本件については、前回委員会において保健福祉部と陳情者との懇談により、対応できること、できないことが明らかになることから、本日の委員会でそれらを踏まえ審査することを確認しておりました。そこで保健福祉部に懇談の状況を確認しましたところ、双方が抱えている課題等について話し合い、その上で市でどのような対応が可能か持ち帰って整理した上で、近日中に改めて懇談の場を設け、説明したいというところで懇談を1回目終えているという状況です。

以上のことを踏まえて本件について各委員から何か御発言ございませんか。はい。佐々木委員。

○**佐々木 信夫委員** 今、懇談中で、今度再開するというが、この内容というのは聞けないのか。聞いたらずいのか。委員長はその辺はどういうふうに。

○**委員長（小山 直子）** まずくはないんですけれども、まだ、まとまった説明ができるところまで懇談がいったないものですから、次の懇談が終わってから常任委員会としては理事者と呼んで、どこまで整理つきましたかっていう内容について、皆さんに御説明をしたいと思えます。

その他に御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) それでは、発言を終結いたします。

○委員長(小山 直子) 次に、陳情第22号福島第一原発事故による放射能の影響を恐れて福島県からの避難者に関する「福島子ども安心基金」創設の陳情を議題といたします。

それでは本件について、各委員から何か御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) それでは、発言を終結いたします。

○委員長(小山 直子) 次に、陳情第23号函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情を議題といたします。

それでは、本件について、各委員から何か御発言ありませんか。はい、浜野委員。

○浜野 幸子委員 これは9号と23号がある程度競合する部分があるのではないかなと思いますので、特別お聞きすることはない。

○委員長(小山 直子) はい、わかりました。はい、能登谷委員。

○能登谷 公委員 これは9号、23号はリンクする部分があるんだけど、その中でももう結論を出している部分がありますよね、当委員会。そういう部分との整合性っていうかな、それをやっぱり先に、先っていうかな、整合性をどうするのか正副でちょっとお諮りいただいて、そして我々に示していただければありがたいんですけども、と思いますけれども。

○委員長(小山 直子) そうすると、今回示すっていうんじゃなくて、次回。

○能登谷 公委員 次回でもいいし、今回でもいいし。結局ね、まあ、次回だね。

○委員長(小山 直子) 3月に一たん、同様の陳情が出ておまして、その部分である程度、採決をしまして整理された部分も含まれていることは含まれているんです。

○能登谷 公委員 ですから、私としては例えば、委員が交代したとか、委員会が変わったとかそういう部分ならいいんですけど、同様の委員の中で、あるいは会派の中で結論が出ている部分があって、で、同様な部分が出てきているという部分に対しては、やはり正副でその辺をちょっと精査していただいて、次回でも結構ですから、我々に示していただければありがたいなと思います。皆さんにちょっと諮ってほしい。

○委員長(小山 直子) それでは正副で精査をしまして皆様にお示しをするということで、次回でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) では、他に御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) それでは、発言を終結いたします。

○委員長(小山 直子) これより各事件に対する協議を行います。

まず、当委員会に付託された議案について、順次、各会派の賛否をお伺いいたします。市政クラブさん。

○吉田 崇仁委員 平成24年度函館市一般会計補正予算中、これから13号まですべてマルです。

○委員長(小山 直子) 議案番号30号、公の施設の指定管理者の指定まですべてということによろしいですか。

○吉田 崇仁委員 そうですね。失礼しました。これまでマルですね。

○委員長(小山 直子) わかりました。民主・市民ネットさん。

○道畑 克雄委員 議案番号1番から30番まですべてマルです。

○委員長(小山 直子) 公明党さん。

○池亀 睦子委員 はい。1番から30番までマルです。

○委員長(小山 直子) 市民クラブさん。

○佐々木 信夫委員 私どももすべてマルです。

○委員長(小山 直子) 日本共産党さん。

○本間 勝美委員 はい。日本共産党も1番から30番まですべてマルです。

○委員長(小山 直子) はい。一通りお聞きしましたので、私から各会派の採決態度を確認いたします。すべての会派がすべてマルということで確認をいたします。ここで何か御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) それでは次に、当委員会に付託された陳情について、順次、各会派の賛否をお伺いいたします。なお、継続審査を主張する場合には、継続とする理由についても御発言願います。また、議運申し合わせにより不採択の決定をした陳情については、賛否の理由等にかかわる発言の記録を陳情者へ送付する扱いとなっており、この協議の場での発言を送付する扱いとしたいと思いますので、御配慮の上、発言いただくよう、よろしく願いいたします。それでは、市政クラブさん。

○吉田 崇仁委員 はい。委員長、先ほど、この子ども・子育て関連三法の成立が、改正前、改正後と変更になったということで、取り扱いも十分変わってくると思うわけであります。そこでこの第1項が、いわゆる提出者の考え方を見ますと、この厚生労働省が条例で定めなければならないという、平成25年から施行するというところでございますので、これまた議論があるということで、以上、私は継続だというふうに解釈して、継続でお願いします。また、2項から3項は、もう既に結果が出てるんですね。2項、3項、4項ですね。

○委員長(小山 直子) これは1号、2号、3号までです。

○吉田 崇仁委員 1号は継続で、2号、3号はあれですね。全部継続ですね。

○委員長(小山 直子) 次の医療機関に搬送された患者の部分については、どうですか。

○吉田 崇仁委員 話し合いがまだ整理されていないということで、うちの会派は継続ということで、理事者と十分話し合いをしてほしいということで継続でお願いします。

○委員長(小山 直子) 福島第一原発事故に関する陳情はどうですか。

○吉田 崇仁委員 これも新しい陳情になったんですね。取り下げて、新しくですね。それでこれもまだ

いろいろ調査する必要があるものですからね、継続でこれもお願いしたいと思っております。

○**委員長（小山 直子）** 最後、陳情番号23号、先ほど正副で後で整理をしますと言った函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情。

○**吉田 崇仁委員** これも第1項から第5項の第2号まで継続ですね。

○**委員長（小山 直子）** 後ほど整理をするということで継続ということによろしいですか。

○**吉田 崇仁委員** はい。そうですね。

○**委員長（小山 直子）** はい、わかりました。はい、民主・市民ネットさん。

○**道畑 克雄委員** はい。まず、陳情第9号ですけども、今、市政クラブさんのほうからもありましたけども、三法が変わって、今後の動向もありますので、それらも含めてということになるかと思っておりますので、これは継続としたいと思っております。それから陳情第20号は、先ほど御報告いただいたように、今、当事者間で懇談会の最中ということなので、その結果の報告を受けてからということになるかと思っておりますので、これも継続を主張いたします。それから第22号の基金の創設の陳情、これは出されたばかりですし、いろんな法的な部分も含めて調査が必要だというふうに思っておりますので、これも継続を主張いたします。それから陳情第23号につきましては、先ほどのさばきの中でありましたとおり、9号との関連性も含めて整理をした上でということになるので、これも次回ということですから、これもきょうの委員会においては継続を主張いたします。

○**委員長（小山 直子）** はい。公明党さん。

○**池亀 睦子委員** はい。第9号に関しては継続で、調査が必要ということで、今言われたことと同じです。ただ、先日の子ども未来部と保育士さん、保護者の方たちのいろんなお話し合いとかですね、公明党を代表して参加させていただいたんですが、そういういろんな今の状況というのもしっかり受けとめさせていただいて、しっかりまた調査研究という形で継続です。第20号に関しても、今やりとりの最中ということで、方向性が決まって、またそれを見ながらということで継続とさせていただきます。第22号に関しても、いろいろ報道もされておりますけれども、調査していくということで継続にさせていただきます。第23号も同じく、正副の調製のもとに、また考えていきたいということで継続でございます。以上です。

○**委員長（小山 直子）** はい。市民クラブさん。

○**佐々木 信夫委員** うちも第9号、第20号、第22号、第23号、すべて継続ということで、理由は民主・市民ネットさんと同じ理由です。

○**委員長（小山 直子）** 日本共産党さん。

○**本間 勝美委員** はい。私たちも党派としては賛成ということもあるんですけども、他の会派の皆さんと同調して、すべて継続ということですよ。理由としては、陳情第9号については、学童保育に関して国の法律改正が伴うこともありますし、あとは、平成26年度なのでもう少し時間がかかる問題もあると思うんですよ。ただし、函館でそれ待ちでいいのかどうかという問題も現実としてありますので、そちらのほうも、現場の声とか、そういうところを見極めながらさらに調査研究をしていきたいと思っております。陳情第20号については、現在、陳情者と理事者側が今、懇談途中といたしますか、それを待って答えを考えていきたいなと思っております。陳情第22号については、福島こども安心基金ということで、余

りこういったことがきつと今までは函館市ではやったことがないのかなと思いますので、先ほど道畑委員も言ったように法律的な部分も含めてさらに調査をしていきたいなと思っています。陳情第23号については、私も先日、陳情者、保育の皆さんと理事者の懇談会に出席してきました。本当に現場は大変な状況になっているなということを痛感しましたので、本当に函館市として何ができるのか、本当にできないのかというところをさらに調査をしてまいりたいと思っていますので、継続ということでお願いします。

○委員長（小山 直子） はい。一通りお聞きいたしました。各党派ともすべての陳情に対して継続ということで態度の確認をいたします。

ここで皆さんから何か御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） これで協議を終了いたします。

ここで、事務調整のため、再開のめどを10時40分として暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時39分再開

（市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、恵山支所市民福祉課、病院局 入室）

○委員長（小山 直子） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより当委員会に付託された各事件について、順次、採決をいたします。

まず、議案第1号平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、議案第4号平成24年度函館市介護保険事業特別会計補正予算、議案第5号平成24年度函館市後期高齢者医療事業特別会計補正予算、議案第10号平成24年度函館市病院事業会計補正予算、議案第13号函館市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について、及び議案第28号公の施設の指定管理者の指定についてから議案第30号公の施設の指定管理者の指定についてまでの以上8件を一括して採決いたします。

各案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） 異議がありませんので、各案は原案のとおり可決いたしました。

ここで理事者は御退室願います。

（市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、恵山支所市民福祉課、病院局 退室）

○委員長（小山 直子） 次に、陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項第1号から第3号まで、陳情第20号医療機関に搬送された患者の身寄り調査と引き取り手のない御遺体の対応を求める陳情第1項から第3項まで、陳情第22号福島第一原発事故による放射能の影響を恐れて福島県からの避難者に関する「福島子ども安心基金」創設の陳情、及び陳情第23号函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項から第5項第2号までについては、継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。継続審査とすることに決定した事件について、本日伺った意見を踏まえた理由をもって、閉会中もお継続審査する旨、議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。委員長の報告文につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(小山 直子) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、継続審査部分を除き本委員会に付託されました事件は、すべて議了いたしました。

2 調査事件

(1) 産業廃棄物処理施設設置計画について

○委員長(小山 直子)

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、当委員会で要求していた資料が12月10日付けで提出されているので、担当部局より説明を受け調査を行いたいと思う。環境部に出席を求める。

(環境部入室)

○委員長(小山 直子)

- ・ 資料について説明をお願いします。

○環境部長(小柳 辰夫)

- ・ 資料説明：1 7町会からの要望書、2 施設の設置場所の標高がわかる図面、3 市道赤川桔梗線に関する土木部との協議内容について(平成24年12月10日付環境部調製)

○委員長(小山 直子)

- ・ 各委員から何か発言あるか。

○佐々木 信夫委員

- ・ 地下水を使用しているので、農業への影響を心配しているが、この要望者と市長が懇談した内容について、市長が何と答えたのか、お聞きしたい。

○環境部環境対策課長(粟谷 正尚)

- ・ 先日行われた市長とのタウンミーティングは、この7町会の方々ではなく、亀田中野地区の自然を守る会という別の団体であった。やりとりについては、来た方々が大変不安を述べられており、市長は、どこかで処理をしなければならないものであり、自分のところで出た廃棄物については、自分のところで処理されるのが本来のあるべき姿だろうと話をしていた。

○佐々木 信夫委員

- ・ 自分のところで出たものは自分のところで処理するというのは当然といえば当然だが、本会議でも本間勝美議員が外部から持ってくるのではないかといろいろ説明して、質問していた。改めてお聞き

するが、不安を持っている要望者に対して、環境部として、どう対応していくか、改めてお聞きしたい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今、環境部で審査しているほかに、専門家から意見を聴取している最中である。その中で12月6日締めで利害関係者からの意見聴取という形で38名の方々から意見をいただいている。その中にここに書いている要望書と同様の内容の部分があるので、そういう部分については、専門家から意見聴取しながら必要に応じて、要望者に説明するなどの対応をしてみたいと考えている。

○佐々木 信夫委員

- ・ それは大体いつ頃になるのか。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 1回目は10月29日に開催している。これから2回、3回という形になって、近々にさらにもう1回、そこでさらに要望の内容等も含めて、それから先ほど申し上げた意見書なども含めて、各委員の先生方の指摘事項もあるので、その中でもう1回で全部解決できなければまた2回、3回、4回となる可能性はある。

○佐々木 信夫委員

- ・ なるべく不安要素を解消できるように丁寧な対応をお願いします。

○本間 勝美委員

- ・ 実は私が言わんとした資料とは違った。知りたかったのは、今回地形が大幅に変わる。今回、環境部が提出した資料は現状の地形を表しているもので、210メートルから250メートル程度の山になっている。大幅にその山を削り取って、谷の地形のようなところにかぶせるような形で整地をされる。整地をされた所に、処分場ができたり、焼却施設が乗っかる形になると思うが、その高さが知りたかった。実際に工事が始まって、新しい地面ができる、その地面の高さを知りたかった。なぜ知りたかったかということ、新中野ダムの高さと新しく造成される高さを知ることによって、どういう環境なのかということがわかると思う。そこがなかなかちょっと資料を見た限りでは探せなかったのも、それがわかる資料が欲しかった。もしわかるのであれば、造成してその高さがどうなるのか。それがわかれば、煙突の高さが25.1メートルとなっているので、足し算すればわかる。今の段階で、わかれば教えていただきたい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今の土地を盛り土、切り土にして平面にした場合の高さは、現段階での計画では235メートルとなっている。

○本間 勝美委員

- ・ 煙突が25.1メートルなので、煙突の上端の高さは235プラス25.1でよいのか。（「はい」と環境対策課長）
- ・ タウンミーティングの時点では市長は、自分のところで出たごみは自分のところで処理しなければならないという認識だったと思う。それで認識を変えてほしくてこの前の本会議でそのような質問をした。実際は、自分のところというのは函館市、ちょっと譲っても北斗市とか七飯町とか道南だと思

うが、そうではなくて道南以外からも持ち込まれるのではないかという趣旨で質問した。改めて道南以外から持ち込まれるのかどうか確認したい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 基本的には、函館市内を含めた道南という形となっているが、事業計画の一部については、道南以外からも搬入をするということになっている。ただ、道南以外のものを搬入禁止とするということは法的にはできないので、仮に今後、許可になり、施設が稼働し、営業していく中で道南以外のものを持ってくるということについて、それは法違反だということにはならないということになる。

○本間 勝美委員

- ・ 法律的には広域処理が原則になっている。広域処理といっても北海道の立場としては、北海道内というくくりの中の広域処理である。函館から青森県が近いけれども、青森から持ってくるのは禁止、できないとなっている。北海道内からであればどこからでも持ってこれるという内容だと思うが、そういう認識でよいか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 法律上は全国から持ってくることは可能だが、北海道の場合は、北海道循環型資源推進条例があり、その中で道外産廃の受け入れは基本的に事前協議をしている。北海道の考え方とすると、リサイクルされるものについては、道外産廃であっても受け入れをするということになっているが、単なる焼却や埋め立てのものについては、原則受け入れをしないというふうになっていると聞いている。

○本間 勝美委員

- ・ リサイクルできるのであれば道南以外から持ち込んでも大丈夫だということである。そうなるというろいろまた、たくさんのが函館に運ばれてくるという可能性があると思う。
- ・ 意見書が38名から上がってきたということで、環境部のホームページに2回目の専門委員会を開催するという案内が出ていた。12月19日に第2回目が開かれるということになる。恐らくそこで今回38名の方から上がってきた意見書について議論すると思うが、第2回目の専門委員会の議題はここで明らかにすることはできるか。会議自体は公開されていないが、議題について、どういう内容で話し合いが行われるのか確認したい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 2回目に予定していることは、第1回目の専門委員会において各委員から指摘された事項を事業者が取りまとめているので、その内容について審議をしていただくということがメインとなる。意見書については、その中身について今、環境部で精査をしている最中なので、各委員にはこのような意見がということでお示しすることになるかと思うが、その内容については3回目以降の委員会での審議になると現在のところは考えている。

○本間 勝美委員

- ・ 前回の常任委員会の中で、専門委員会自体は公開はしないが、委員会での質疑の内容についてはお知らせするという事だった。まだ第1回目の内容については、ホームページにも載っていないので、この辺がどういうスケジュールになっているのか、お知らせ願いたい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 実は4時間以上にわたる専門委員会で、会議録だけでも40ページ以上のものである。その内容について、テープ起こしをして、各委員の方に内容の確認をしていただいているということで、ちょっと時間がかかっているが、何とか今週中にはホームページ上で公開してまいりたいと考えている。

○本間 勝美委員

- ・ 今後の全体的なスケジュールだが、今、専門委員会が開かれているが、今後都市計画審議会等々いろいろあると思うが、その辺のスケジュールがどうなっているのか確認したい。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 今現在は、許可申請を審査している段階となる。その後、函館市の都市計画審議会や道の都市計画審議会を経て、さらに函館市開発審査会への付議となり、これを全部クリアして、その後で施設の設置許可なり、建築基準法第51条の許可、都市計画法の開発行為の許可という形になって、施設の設置に着手できるという形になる。その後、設置等の完了届が提出されて、検査済証が交付されて、今度は、それぞれの業の許可申請という形になる。その後、業の許可証の交付ということで、それから初めて施設の使用開始ということになる。事業者のほうでは、平成26年度中には何とか使用開始したいと言っているが、今、1回目、2回目の審査の段階で、その後こういう意見書が審議されたり、2回目で審議した内容で事業者でまた資料を出すとか、それが流動的というか、それによってずれ込んでくる。事業者ではそのように言っているが、いつまでというのは現段階では申し上げられないと思っている。

○本間 勝美委員

- ・ 松山市では過去に愛媛県が許可した産業廃棄物処分場で民間事業者、今回の事業者と大体同じくらいの資本金の会社がつくって、大きな問題を抱えている。結果的には、事業者に負担能力が無く、松山市が代執行して、とりあえず全部かぶることになっている。今、国に対して要望を出していると思うが、そういうことは環境部として情報が入っているのか確認したい。

○環境部環境対策課長（粟谷 正尚）

- ・ 松山市での事例だが、許可の取消しなどとなると全国の都道府県、政令市に対して、処分庁が許可取消しを行ったという通知が来ることになっており、6月19日付けで松山市の処分業者の施設や処分場の許可を取り消したという通知がきている。詳しい内容についてはまだ確認はしていないが、その程度の情報については把握している。

○本間 勝美委員

- ・ 直接松山市から取り寄せた資料では、現状で今後20年間にわたって1億5,000万円、マスコミによると、1億5,000万円では済まないのではないかと報道されている。そうなるとより慎重に判断していかなければならないと思う。今回の事業所が産業廃棄物処分場をつくる、埋立は10年だが、10年だけではない、埋立をして終わったあとの管理が相当長い年月かかってくるので、本当にそれができるのかどうか問題になっていると思う。地盤の問題等々あるので、より慎重に考えていかなければ、簡単に許可を出してしまったら本当に将来に禍根を残すことだと考えているので、ぜひ慎重にお願いしたい。
- ・ 意見書38通すべてがきちんと専門委員の目に入るのか、また函館市長が確認できるようになるのか

確認したい。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 38名の意見書については、委員にもお見せしたいと思っているし、市長にも供覧という形で書類を回したいと考えている。

○本間 勝美委員

- ・ 38名の意見書を見てみたいと思うが、委員会として資料要求という形で要望できればしてもらいたいと思っているがどうか。

○委員長（小山 直子）

- ・ 個人から出された意見書だが、それは公開できるものか。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 個別の許可案件ということもあるし、情報公開の部分もある。議会事務局や文書法制課とも協議、確認させていただいて、提出させていただく、いただかないも含めて検討させていただきたいと思う。

○本間 勝美委員

- ・ ぜひ、検討していただきたい。

○委員長（小山 直子）

- ・ 今、本間委員から資料要求の話が出たが、環境部としては、検討の結果ということだが、可能な限りでの資料要求をするということによろしいか。（異議なし）
- ・ それでは、環境部はそのようによろしくお願いします。

○本間 勝美委員

- ・ 今回の土地の安全性の認識だが、私は素人で専門家ではないので、わからない点がいっぱいあるが、単純に調べる中では土地の脆弱性があるのかなと思う。しっかりとした岩盤の上に建つものではない。もろい地盤の上に山を削り、本当に人工地盤である。それこそ豆腐の上に乗っかるようなイメージだと思う。そういったところの下には地下水が流れて、遊水池、水が湧いている。本当にそこが大丈夫なのか疑問に思っている。ぜひ、38名の意見に耳を傾けてほしい。事業者が出してきたものにただ判を押すのではなくて、環境部としてもしっかりと本当にこれで大丈夫なのかというところを目で見てほしい。そういう認識を持っているのか。要は、出てきたものをただ、計算式も合っているし、大丈夫ではないかと判を押すのではなくて、本当に大丈夫なのかよくよく検討して、例えば専門医委員会の方が現地足を運ぶだとか、いろいろな検討をして最終的に判断をしてほしいと思うが、そういったことを現在検討しているのか、お聞きしたい。

○環境部環境対策課長（粟谷 正尚）

- ・ 当然、環境部でもいろいろ調べ物をした中で、そういうような万が一の事故に対する危機感を持って審査をしていくし、専門委員会からも意見を聴取して、今回であれば土質、土木に関する専門委員もいるので、そういう方と議論をしながら安全性を確保するような審査をしてまいりたいと考えている。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ まず1回目の審査に当たり、現場を見ていただいている。必要であるということであれば現場に行

っていただき、その上で、今申し上げたような部分でやっていきたいと思っている。

○委員長（小山 直子）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ 本件については、資料要求もしたので引き続き調査を行うということでよろしいか。（異議なし）
- ・ 閉会中継続調査事件について、さきほどの理由をもって議長に申し出たいが、異議あるか。（異議なし）
- ・ 理事者は退室願う。

（環境部 退室）

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題終結宣告

(2) 函館市総合福祉センター委託料の見直しについて

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 保健福祉部の出席を求める。

（保健福祉部 入室）

○委員長（小山 直子）

- ・ 委託料の見直しに関わる考え方等について保健福祉部の説明を求める。

○保健福祉部長（川越 英雄）

- ・ 函館市総合福祉センターは、障がい者、高齢者、母子及び寡婦、児童等に対して、総合的に各種の福祉サービスを提供し、市民の福祉の増進を図ることを目的に、平成6年度に設置をした施設である。本センターの施設全体の維持管理業務とセンター内で実施する各種事業については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、社会福祉協議会が指定管理者となり、業務委託を行っている。このたび、行財政改革プランに掲載した函館市総合福祉センター委託料の見直しについては、これまでの議会での指摘や昨年実施した事業仕分けの改善、縮減を図るとの判定結果を踏まえ、指摘のあった経費の削減、運営の効率化による委託料の減額や受益者負担などの見直しについて検討するものである。本指定管理委託の見直しに当たっては、社協とも十分協議を重ね、現在実施している事業の検証や管理経費の節減対策などを検討しながら、段階的、計画的に実施をしてまいりたいと考えている。

○委員長（小山 直子）

- ・ ただいまの説明に対し、各委員から何か発言あるか。

○能登谷 公委員

- ・ 社協に対する委託料が約2億円ちょっとだが、どういう段階の中で委託料を軽減していくのか。例えば、一挙に5,000万円減らすとか、一挙に1億円減らすとか、具体で言えばどういう段階なのか。余りにも抽象的だったので、具体的にわかる部分だけでも教えてほしい。

○保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学）

- ・ この行革プランは5年間の計画ということで、5年間のうちに1,000万円を削減するという形で掲

載をしている。社協との見直しに係る協議の中で、一定程度の削減が可能な項目として、今考えているのが、職員の職種、配置の見直しによる人件費の削減、利用度や効果の低い事業、同種の事業などの廃止、見直しによる人件費、事業費の削減だとか、アプリケーションソフトやパソコンの台数の見直し、サーバーのクラウド化等の庁舎内のシステム関係経費の削減、消費電力を抑制するためのデマンド監視装置の設置、電灯の間引き、冷暖房の制御による光熱水費、燃料費の削減等の維持管理費の削減などである。これを5年間のうちに段階的に見直すというふうに考えている。

○能登谷 公委員

- ・ 単純に言えば、200万円ずつ減らして1,000万円ということなんだろうけれども。手数料収入や使用料収入などの努力が見られない部分も結構ある。例えば、2億円の補助をいただいて、手数料収入、使用料収入が年間何十万円だとか、単位が全然違う。だから例えば、使用料でも身障者が1人入れば全員ただとかという部分なども見直していかなければダメではないか、体育館の使用料でも暖房費を徴収していないので、せめて暖房費ぐらいは取ればいいのではないかと提案したことがある。自前でそういうものを生むんだと、生んでくださいよというようなことも言っているのか。

○保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学）

- ・ 総合福祉センターは、障がい者、高齢者、母子、児童などの社会参加や交流の場として、また各種の相談、研修、機能回復訓練など総合的機能を有する地域福祉サービスの拠点として設置されている。そうしたことから、社会福祉団体や各施設の利用者がいつでも気軽に足を運べる場という位置づけの施設である。こうした考えのもと、一般利用者以外は現在無料としている状況にある。各施設の利用対象者から使用料を徴収することになると、こうした利用を阻害する要因にもなるということもあり、本来の設置目的である地域福祉の推進の妨げにもなるという考えの中で慎重に検討しなければならないものと考えている。

○能登谷 公委員

- ・ きついことを言うけれども、受益者負担は絶対必要だと思う。特別者扱い、確かにしなければならぬ部分はあるが、障がい者が1人いて健常者が39人、全員で40人いた場合、障がい者が1人でも入っていれば全員が無料だというような部分が結構今まで見られた。体育館の使用の場合、結局、マネジャーとして障がい者がいて、健常者があればおかしいのではないのかと同じ団体の方に苦情を言ったことがある。また、例えばプールが使用されていない時には近隣の保育園の子供たちにも開放したらどうかということも言ったが、それもまだされていない。障がい児が1人か2人優雅に使っていて、すぐ近所の保育園では普通の小さなプールのところに20人も30人もつかっているという現状は、やっぱりおかしいのではないかということは前から指摘している。確かに福祉センターという部分があるが、そういう部分の中で、受益者負担をやっていく、そしてあいている時間を使わせ、使用料を徴収する、そういうことも必要ではないか。以前、一般にどれくらい開放しているのか聞いたら、開放されている率は2割あるかないかである。例えば、近隣の町会などでも料理教室を開きたいという声もある。優先順位はわかるが、全然使っていないときに、何日と何日あいていますがいかがですかという中での説明さえしてもらえない。あなたたちはどちらかというとなんか使えないんだよと。そういう目的の中でつくったんだから、目的外使用はできないというように聞こえてしまう。あいているときは、

一般に開放するというのもノーマライゼーションの立場からいけば、絶対に必要ではないか。こういう施設を一般の方々にも見ていただく、使用していただく、そういうことによってノーマライゼーションを共有していくということが、やはり福祉の一番の根本にあるのではないかと思うが、いかがか。

○保健福祉部長（川越 英雄）

- ・ センター本来の設置目的というものは踏まえながら、施設の有効活用といった観点からあいている時間、スペースについてはできるだけ多くの方に利用していただけることが、施設の利活用という部分からも大変よいことだと考えているので、よく社協とも話し合いをさせていただきたいと考えている。

○能登谷 公委員

- ・ 総合福祉センターの方から老人福祉の部分もあって若者が余り来ないという話も確かに聞いている。音楽室は、防音壁があって全然音が聞こえない。ああいうところは結構あいている時間がある。バンドをしている若者から何とか使えないかという相談が結構ある。そういう方々にもあいている時間は使用させていくということをやったりこれから社協に指導していくことを踏まえてこれからもお願いしたい。

○本間 勝美委員

- ・ あれだけのものがあるので、使っていない時間があるのであれば、多くの市民に利用していただけたほうがよいと思う。私も、太鼓をやっている方になかなか演奏場所がないので何とかならないでしようかと訴えられたことがある。福祉センターがあいているのであれば、そういう方々にも使っていただけたらと思うのでぜひ、検討いただきたい。

○保健福祉部長（川越 英雄）

- ・ これまでの御指摘もいただきながら、センターの中に入所している関係団体によって構成されるセンター連絡会議の中で有効活用について協議が行われており、現在、社協においても空室の有効活用に係る規定の整備を進めているところであるので、こうした中でまた有効な活用を進めてまいりたいと考えている。

○池亀 睦子委員

- ・ 総合福祉センターの機能は、大切に整えなければならないと思う。他都市の視察に行くと、財政が裕福なところは社協もゆったりといろいろな事業が実施できている。ただ、今後当市の財政ということを考えて時に見直しの時期が来ていると思う。それでこの5年間をかけてしっかり見直していく、当市の事業仕分け等も、いろいろ一般的な意見をいただきながら見直しをしている。この見直しに関して、だれが行っていくのか、委員会を設置して福祉センターのそういう意味合いを大切にしながらも、広く意見を聞く機会を設けるのかどうか、確認したい。

○保健福祉部長（川越 英雄）

- ・ 社会福祉協議会は、委託料もあるし、補助金もあるということで、どちらも行革プランの見直しの中に項目として掲載している。現在は、当市と社会福祉協議会の中で、来年度もこの予算があるので、それに向けた協議、さらには長期的な部分での協議ということで整理させていただいている。社会福

社協議会にも評議員会、理事会等があるので、その中でも全体の状況も協議されていく形になると思う。

○委員長（小山 直子）

- ・ 広く市民の声を聞きながらという検討は考えているのかという部分はどうか。

○保健福祉部長（川越 英雄）

- ・ 社協に入っている団体で構成されるセンター連絡会議があるので、その中でもいろいろな形の報告はなされると考えている。

○池亀 睦子委員

- ・ 市のいろいろな規定があるが、条件が整えば無料で会場を貸していただけるというところはすごく借りる側にとっては助かるのだが、無料で全面的に会場も、何もかにも提供していくというのはなかなか厳しいと思うので、その辺の細かいところも見直しが必要だと思う。

○委員長（小山 直子）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ ここで理事者は退室願う。

（保健福祉部 退室）

- ・ 議題終結宣告
-

(3) 地域福祉とコーディネーターについて

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
 - ・ 本件については、前回の委員会でこれまでの調査を踏まえ、まとめに向けた協議を行っていくことを確認していた。そこで本日、正副で取りまとめた資料を皆様のお手元に配付させていただいた。資料の説明をさせていただく。
 - ・ 資料説明：「地域福祉とコーディネーターについて」にかかわる各委員からの意見、まとめ（案）
（当日配付正副委員長調製）
 - ・ この資料について、各委員から何か発言あるか。特に付け加える点や変更すべき点などあるか。よろしいか。（なし）
 - ・ 最後、もう少し文言を整理する部分があるかもしれないが、理事者に対しては委員会を代表し、正副委員長で手渡したいと思う。社会福祉協議会にも参考にしてほしいということで、資料として配付させていただきたい。
 - ・ 議題終結宣告
-

(4) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進について

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、これまで本市の現状や取り組みについて調査を進めるとともに、他都市における

先進事例調査も行ってきた。正副としては、これまでの調査を踏まえ、課題等を整理し、次回以降、まとめに向けた協議を行っていきたいと考えているが、本件の進め方について各委員から何か発言あるか。(なし)

- ・ それでは、そのように進めさせていただく。
 - ・ 閉会中継続調査事件について、さきほどの理由をもって議長に申し出たいが、異議あるか。(異議なし)
 - ・ 議題終結宣告
-

3 その他

○委員長(小山 直子)

- ・ 各委員から何か発言あるか。(なし)
- ・ 散会宣告

午前11時40分散会